

2024.08.01

ESG リスクトピックス <2024 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<情報開示>

○有報・事報・CG 報告書の一体化を提言 経産省有識者懇談会の中間報告

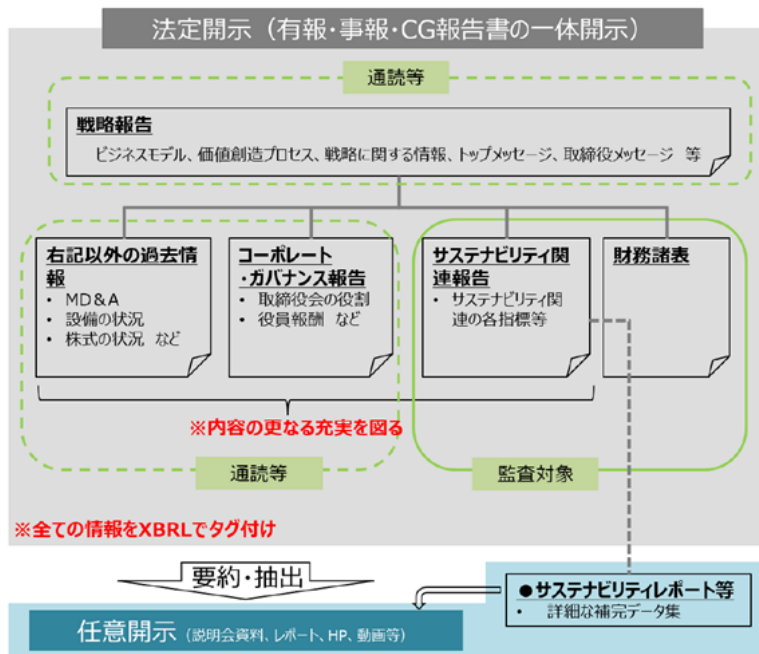
（参考情報：2024 年 6 月 25 日 経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240625001/20240625001.html>）

経済産業省の「企業情報開示のあり方に関する懇談会」が 6 月 25 日に公表した中間報告で、既存の法定開示書類（事業報告等と有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書）を一体化する案が示された。現行制度では、内容が類似する報告書の作成が求められることによる企業の負担増や資本市場で日本企業が低く評価される問題などを挙げて、統合報告書など任意開示も含めたワンストップでの開示の枠組みを模索する。

中間報告で示された一体化案は、既存の法定開示書類に含まれる要素を集約した上で、二層構造に整理した。一層目を「戦略報告」とし、ビジネスモデルや価値創造プロセス、戦略、トップメッセージなど企業側の認識や将来に向けた記述を想定。二層目には、コーポレート・ガバナンス関連情報やサステナビリティ関連情報、財務諸表およびこれら以外の過去情報を盛り込む要素に挙げた。一層目と二層目の各情報がワンストップで関連付けられ、企業の過去・現在・将来の情報を投資家が一体的に理解しやすい報告書にすることが目的だ。

<図 1 企業情報開示の目指す姿に関するイメージ案>



一体化案の背景にある懇談会の最大の問題意識が、現行制度での開示書類間の記載内容の重複だ。法定開示書類の間だけでなく、統合報告書やサステナビリティレポートなどの任意報告書との間でも内容が重複するのが現状。開示媒体間の分断・重複は、投資家など読み手が読むのに負担が大きいのに加えて、企業情報の体系的な理解や情報収集の難易度も上がる。これらが資本市場での日本企業のディスカウントの原因との指摘もある。同時に、企業にとっても、複数の報告書の作成は大きな負担だ。今後さらに情報開示の拡充が見込まれる中、関係省庁・機関が連携した情報開示体系の整理・改善策を求める意見も上がった。

一体化案を受けて、作成者側の委員からは、類似情報の複数媒体での重複開示を解消できる点で業務効率の向上に期待する意見が示された。また、現状では、企業の中で異なる部署が分担し、それぞれの報告書を異なる時期に作成するケースが多い。報告書の一体化により、記載内容が補完的になり、企業経営での統合思考が進むきっかけになるとの評価もあった。

なお、統合報告書などの任意開示書類は、法定開示書類を要約・抽出し作成する想定だ。また、サステナビリティ関連情報は、制度対応以外に外部 ESG 評価機関への対応の必要性も生じるため、別冊のサステナビリティデータ集やウェブサイトの掲載などが必要だ。

一方、一体化の課題にも言及がある。まず、定時株主総会の開催時期との兼ね合いだ。株主総会の3週間前を締め切りとする現行ルールのまま、すべての企業が実務的負担を耐えられるかとの指摘がある。また、上場市場区分や企業規模等に応じた開示要求事項の差異の設定や段階的な導入・実施も挙げられた。

同懇談会は2024年4月設置。企業や投資家、学識経験者で構成し、国内の企業開示の課題や今後の方向性を議論している。オブザーバーで、金融庁や東京証券取引所、法務省などが参加する。

<TNFD・自然資本>

OTNFD アダプターが半年で96社増加、業種別ガイダンスも公表

(参考情報：2024年6月28日付 TNFDHP)

<https://tnfd.global/tnfd-adoption-now-over-400-organisations-and-new-sector-guidance-released/>

(参考情報：2024年6月20日付 TNFDHP)

<https://tnfd.global/tnfd-and-efrag-publish-correspondence-mapping/>

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は6月下旬に開催されたロンドン気候アクションウィークにおいて、企業報告にTNFD提言を採用する意向を表明した企業（TNFDアダプター）が2024年1月以降30%（96社）増加したと発表した。その結果、TNFDアダプターは合計416社（うち日系企業109社）となった。

これに合わせて、TNFDは8業種（養殖業、バイオテクノロジー・医薬品、化学、電力施設・発電、食品・農業、林業・製紙、金属・鉱業、石油・ガス）の業種別ガイダンス正式版と金融機関向けガイダンス第二版を公表した。また新たにアパレル・アクセサリ・フットウェア、飲料、建設資材、エンジニアリング・建設・不動産、漁業の5業種について、業種別ガイダンス草案が公表され、9月27日までパブリックコメントを実施する。

業種別ガイダンスは自然関連課題を評価する際に課題となる可能性のあるバリューチェーンの特性、TNFDのLEAPアプローチへの各セクター特有の取り組み方法、固有の開示指標などについて概説されている。また金融機関向けガイダンス第二版は、金融機関のフィードバックも踏ま

えて、中核開示指標において範囲に含めることが期待される資産クラスなどの補足情報が追加された。

なお、業種別ガイダンスの公表に先立ち、TNFD と EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）は、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）と TNFD という 2 つの開示枠組みを比較した対応マップレポートを公表した。EU 域内では今年から企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が段階的に適用開始となっており、対象企業は ESRS に基づく開示を行う必要がある。ESRS は全般的開示と気候変動の開示要件のほかに、汚染、水および海洋資源、生物多様性と生態系、資源利用および循環経済などの TNFD と重複する分野の開示要件も含まれる。本レポートは各社の開示が本格化する前に、TNFD が推奨する 14 の開示項目すべてが ESRS に反映されていることを強調し、両者が一貫したものであることを明確にする意図があると推察される。

TNFD が公表した業種別ガイダンスは、より具体的に特有の自然関連課題や KPI などが整理されており、それら業種に属する企業は TNFD 開示を検討する際にこれも参照すべきである。また CSRD の対象となる日系企業は今回公表された対応マップレポートを参照して、効率的に TNFD と ESRS に対応していくことが望まれる。

<TNFD・自然資本>

OSBTs for Nature 目標設定ガイダンス、ツールが改訂

（参考情報：2024 年 7 月 10 日付 Science Based Targets Network HP

<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/>）

2024 年 7 月 10 日、45 以上の組織で構成される国際非営利団体の The Science Based Targets Network (SBTN) は、企業向けの自然に関する科学的根拠に基づく目標設定枠組み「Science Based Targets for Nature (SBTs for Nature)」のガイダンス・ツール類を改訂した。2023 年 5 月に第 1 版（以下、v1.0）のガイダンスを公開して以来、初のアップデートとなる。最新版のガイダンスはパイロット企業によるフィードバックなどを踏まえて内容が充実化されており、目標設定のプロセスや実施すべき内容も明確になった。

SBTs for Nature は企業およびそのバリューチェーンの自然に対する依存とインパクトについて「Step.1 分析と評価」、「Step.2 結果の理解と優先順位づけ」、「Step.3 計測、目標設定と情報開示」、「Step.4 計画の策定と行動」、「Step.5 進捗状況の追跡」という 5 つのステップで目標設定を促す枠組みである。目標設定の対象となる自然の領域として「淡水」、「陸域」、「海域」が挙げられており、Step.1 と Step.2 で焦点を当てるべき事業の絞り込みや優先順位付けをしたうえで、Step.3 で 3 つの自然領域に対して目標を設定する。2023 年 5 月には Step.1 と Step.2 の統合ガイダンス、Step.3 のうち淡水域の目標設定ガイダンス、陸域のガイダンス草案が公開されていた。

今回新たに公開されたガイダンス類は以下に整理したとおりで、すでに公開されていたガイダンスを改訂したバージョン 1.1（以下、v1.1）のほか、草案の公開にとどまっていた陸域に関する目標設定ガイダンスの第 1 版が公開されている。このほか目標設定を目指す企業に対する準備マニュアル「コーポレート・マニュアル」が公開され、目標設定には社内協力・リソースの確保・プロジェクト管理の 3 つが肝要であると強調された。

【更新・公開されたガイダンス・ツール類】

- ✓ Step.1・Step.2 の統合ガイダンスの v1.1
- ✓ Step.3（淡水）の目標設定ガイダンスの v1.1

- ✓ Step.3（陸域）の目標設定ガイダンスの v1.0
- ✓ Step.1 で使用する「マテリアリティスクリーニングツール（MST）」
- ✓ Step.1 で使用する「ハイインパクトコモディティリスト（HICL）」
- ✓ SBTs for Nature 準備マニュアル（コーポレート・マニュアル）

以下では改訂された各ガイダンスの主な変更点、ならびに新しく公開された陸域の目標設定ガイダンスの概要を紹介する。

◆ Step.1 「分析と評価」

Step.1 では目標設定のために焦点を当てるべき領域を特定するための評価方法が提示されており、対処すべき自然への圧力と最初に着手すべき最優先事項が事業のどの部分にあるかを判断する。v1.1 のガイダンスでは Step.1 の全体の流れや基本的な考え方に大きな変更はないものの、Step.1 で実施が求められるタスク（全部で9つ）が示され、目標設定に向け実施すべき内容が体系的に整理された。

このほか、事業が自然に与える影響の重大度（マテリアリティ）のスクリーニング評価に用いる Materiality Screening Tool（MST）もアップデートされ、v1.0 では使用が必須ではなかった MST の使用が v1.1 では必須となった。なお、アップデートされた MST は直接操業の産業分類を入力すると一般的なバリューチェーン上流の候補が表示されるようになり、バリューチェーン上流においても直接操業と同様にマテリアリティのスクリーニングが可能となっている。

◆ Step.2 「結果の理解と優先順位づけ」

Step.2 では環境、社会、財務的な要因を組み合わせ、目標設定を行う課題や地域の優先順位付けをするための方法論が提示されている。v1.1 のガイダンスでは検討ステップの構成が一部見直された。

Step.2 で実施が求められるタスクは全部で9つに細分され、一部の要件は緩和されている。緩和された要件の1つにバリューチェーン上流における目標設定の対象範囲が挙げられる。v1.0 ではバリューチェーン上流が国レベルで特定できており、かつ Step.3 着手までにより詳細な位置が特定できる上流の企業活動は目標設定の対象であったが、v1.1 からは現在把握している上流の活動の位置情報が国レベルにとどまる場合は目標設定の対象外となる。ただしトレーサビリティの確保と向上は引き続き求められ、徐々に目標設定の対象範囲を拡大することが推奨されている。

なお、Step.3（目標設定）に進む前に、これまでに実施した Step.1、Step.2 について SBTN による検証を受ける必要がある。Step.1、Step.2 の検証が合格しない場合は Step.3 の検証を受けることができないため、留意が必要である。

◆ Step.3 「計測と目標設定と情報開示（淡水）」

Step.3（淡水）では、生物多様性と自然を衰退させる主要な圧力に対する目標設定のために、「圧力と自然の状態を表す具体的な指標」、「健全な状態とみなす閾値」、「望ましい状態を自社の圧力レベルと関連付ける方法」の3つの要素が必要となる。淡水の目標設定プロセスは「モデルの選定」、「ベースラインの計算」、「流域全体が許容できる閾値の特定」、「目標設定」の4つのフ

フェーズに分かれる。大きな変更点はなく、引き続き流域の利害関係者と専門家や有識者、水を管理する当局・省庁との協議など、関係者を巻き込んだ取り組みが重視される内容となっている。

◆ Step.3 「計測と目標設定と情報開示（陸域）」の概要

陸域で設定すべき目標は大きく3つに分かれ、目標ごとに設定の流れが異なる。3つの目標とは自然生態系の直接的・間接的な転換を抑制する「自然生態系の転換ゼロ」、農業による土地占有を削減して生態系の回復のために土地を開放することを目指す「農地面積の削減」、自然の回復につながる行動を地域単位で推進するための「ランドスケープエンゲージメント」である。特にランドスケープエンゲージメントは地域規模のイニシアチブへの参画が求められるなど、自社やそのバリューチェーンだけでなく地域と連携した取り組みが求められることとなった。

概観すると全体的に目標設定のプロセスや実施すべき内容が明確になった印象があるが、依然として目標設定のハードルは高い。目標を設定して認証を得るには、企業はこれまで以上に社内での協力やリソースの確保を含めた体制の強化が必要となるであろう。一方、Step.1 や Step.2 は企業が自然に与えるインパクトを評価することが可能で、TNFD の LEAP プロセスにおけるスコopingから Locate フェーズがある程度カバーできる内容になっている。自社が自然に与えているインパクトを把握するため、まずは Step.1 と Step.2 を試行するのも十分に意義があるといえる。いずれにしても SBTs for Nature は気候分野の SBT と比較しても考慮すべき内容が多く、長期的に取り組む姿勢が求められる。

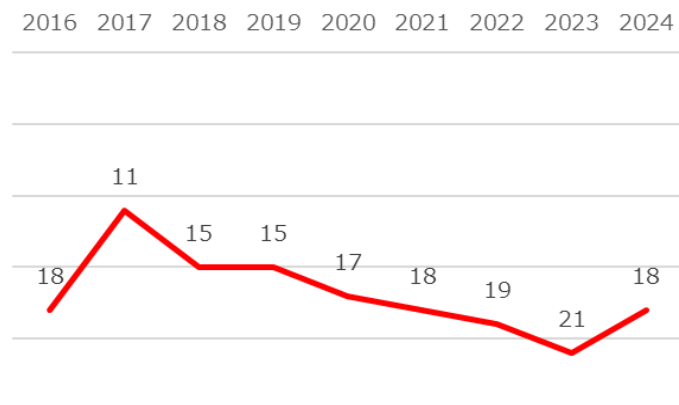
<情報開示>

OSDGs 達成度、日本は7年ぶりのランク上昇で過去最低挽回も、ジェンダーなどが深刻課題のまま
(参考情報：2024年6月17日 国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク HP

<https://sdgtransformationcenter.org/reports/sustainable-development-report-2024>)

国連「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (SDSN)」が6月17日公表した「持続可能な開発レポート2024」によると、SDGs 目標達成度で日本は対象167か国中18位と、過去最低だった昨年から3ランク上昇。2017年の11位以来の横ばい・降下傾向を7年ぶりに挽回した。

<グラフ 日本における SDGs 達成度ランキング推移>



SDSN は 16 年から報告書を毎年発行。SDGs の 17 個の目標ごとに「達成済み」「課題が残る」「重要な課題」「深刻な課題」の 4 段階で各国の達成度を評価している。

今年の 1 位はフィンランドで、4 年連続のトップ。2 位スウェーデン、3 位デンマーク、4 位ドイツ、5 位フランスと続き、4 位のドイツまでは前年と同じ。また、24 位のオランダを含む上位は、18 位の日本を除いて欧州の国々が占めた。

<表 1 2024 年 SDGs 達成度ランキング>

ランク	国名	ランク	国名
1	フィンランド	11	スロベニア
2	スウェーデン	12	チェコ
3	デンマーク	13	ラトビア
4	ドイツ	14	スペイン
5	フランス	15	エストニア
6	オーストリア	16	ポルトガル
7	ノルウェー	17	ベルギー
8	クロアチア	18	日本
9	イギリス	19	アイスランド
10	ポーランド	20	ハンガリー

日本は、10 個の目標で前年から進捗の評価。一方で、「深刻な課題」と評価された 5 個の目標は昨年と同じ顔触れ。特に目標 5（ジェンダー平等を実現しよう）、目標 13（気候変動に具体的な対策を）は、16 年から連続だ。目標 5 では国会議員の女性比率の低さと男女の賃金格差が、目標 13 では化石燃料の燃焼による二酸化炭素排出量の多さなどが、引き続き問題視された。

<表 2 2024 年の日本の達成度の対前年変化>



(出典：SDSN 報告書)

※各目標のアイコンの色は、赤「深刻な問題」、オレンジ「重要な課題」、黄色「課題が残る」、緑色「達成済み」。矢印は前年からのスコアの変化を示す。

＜表3 日本のSDGs各目標の達成度＞

【達成済み】(SDG achieved)		【重要な課題がある】(Significant challenges)	
目標9	「産業と技術革新の基盤をつくろう」	目標2	「飢餓をゼロに」
【課題が残る】(Challenges remain)		目標7	「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」
目標1	「貧困をなくそう」	目標8	「働きがいも経済成長も」
目標3	「すべての人に健康と福祉を」	目標10	「人や国の不平等をなくそう」
目標4	「質の高い教育をみんなに」	目標11	「住み続けられるまちづくりを」
目標6	「安全な水とトイレを世界中に」	目標17	「パートナーシップで目標を達成しよう」
目標16	「平和と公正をすべての人に」	【深刻な課題がある】(Major challenges)	
		目標5	「ジェンダー平等を実現しよう」
		目標12	「つくる責任、つかう責任」
		目標13	「気候変動に具体的な対策を」
		目標14	「海の豊かさを守ろう」
		目標15	「陸の豊かさも守ろう」

報告書では世界全体のSDGsの達成度について「SDGsのターゲットのうち、2030年までに達成見込みは約16%に限られ、残りの84%は進捗が限定的か後退している」と指摘した。

＜下請法＞

○中企庁、下請法の執行強化に言及 価格交渉促進月間フォローアップ調査結果

(参考情報：2024年6月21日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240621002/20240621002.html>)

2024年6月21日、中小企業庁は、2024年3月の「価格交渉促進月間」の成果を確認するために実施したフォローアップ調査の結果を公表した。中小企業庁は、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月から、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施している。各「月間」終了後には、中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の実施状況を確認するフォローアップ調査が実施される。

今回のフォローアップ調査では、前回調査（2023年9月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査）よりも、価格交渉が行われた割合が増加するとともに、発注企業からの申し入れにより価格交渉が行われた割合が増加した。一方で、発注企業からの正当な理由のない原価低減要請等によって価格転嫁できず、減額されたケースが、全体の約1%あった。これらのケースの中には、下請法違反（下請代金の減額）が疑われる事例も存在していることがわかった。中小企業庁は、これらの情報を端緒として、下請法の執行を強化していくとしている。調査結果に対し、実際に下請法の執行の強化に言及されたのは、今回が初めてである。

下請取引の発注企業においては、「下請適正取引等推進のためのガイドライン」*や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」**などを参考に、下請法に定められた発注企業の義務や禁止事項を自社の社内ルールに落とし込むなど、自社の業態や業務プロセスを踏まえた下請法対応に取り組まれていると思われる。しかし、今後も社会情勢に応じて、関係省庁による価格転嫁・取引適正化対策の継続・強化が検討されると考えられる。企業においては、引き続き、関係省庁の動向を注視し、適切に対応していくことが求められる。

- * 中小企業庁 HP 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ** 公正取引委員会 HP 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

<サイバーセキュリティ>

○フィッシング対策協議会 「フィッシング対策ガイドライン」を改訂

(参考情報：2024年6月4日付)

フィッシング対策協議会「資料公開:フィッシング対策ガイドラインの改定について」
https://www.antiphishing.jp/report/guideline/antiphishing_guideline2024.html

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが事務局を務めるフィッシング*対策協議会は6月4日、「フィッシング対策ガイドライン」の改訂を公表した。本ガイドラインは、フィッシングの被害を受ける可能性がある利用者や Web サイト運営者に対し、適切かつ効果的な対策を提供することを目的とし、Web サイト運営者が講じるべき、特に重要な対策である5つの「重要項目」と、より強い対策を講じるための22の「要件」などを定めている。

なお、同日付で「利用者向けフィッシング詐欺対策ガイドライン」の改訂や、昨今のフィッシングの被害状況、攻撃技術・手法などをとりまとめた「フィッシングレポート 2024」も公表されている。

フィッシング被害が深刻な増加傾向にある中、Web サイト運営者は本ガイドラインを参考に、利用者の安全確保に向けた対策強化に取り組むことが求められる。同時に、フィッシング対策において利用者の負う役割は大きなものであるため、利用者自身もフィッシングの手法や危険性を学び、自らが被害を回避する努力が必要である。

①フィッシング対策ガイドライン重要項目

重要項目	概要
1	利用者へ送信するメールでは送信者を確認できるような送信ドメイン認証技術等を利用すること
2	利用者へ送信する SMS においては、なりすましが起きにくいサービス（国内で直接接続される送信サービス）を利用し、発信者番号を利用者に告知すること
3	複数要素認証を要求すること
4	ドメイン名は自己ブランドと認識して管理し、利用者に周知すること
5	フィッシングについて利用者に注意喚起すること

②Web サイト運営者が考慮すべき要件一覧（「◎」は必須、「○」は推奨を示す）

要件	概要
【利用者が正規メールとフィッシングメールを判別可能とする対策】	
1	◎ 利用者が確認できるように利用環境と分かりやすい説明に配慮した上で、どのように確認すればいいのかを分かりやすく端的に説明すること
2	◎ 外部送信用メールサーバーを送信ドメイン認証に対応させること
3	◎ 利用者へのメール送信では、制作・送信に関するガイドラインを策定し、これに則って行うこと
4	◎ 利用者へ送信する SMS には国内直接接続の配信、または、RCS 準拠サービスを利用すること
【フィッシング被害を拡大させないための対策】	
5	◎ 利用者が安全にサービスを利用する環境を整えるように促すこと
6	◎ 複数要素認証を要求すること
7	◎ 資産の移動に限度額を設定し、変更・移動時は通知を行うこと
8	○ 利用者の通常とは異なるアクセスや登録情報の変更に対しては追加のセキュリティを要求すること
9	○ 重要情報の表示については制限を行う
10	◎ 不正利用も含めたアクセス履歴の可視化
【ドメイン名に関する配慮事項】	
11	◎ ドメイン名を自社のブランド戦略の一貫として考えること
12	◎ 使用するドメイン名と用途の情報を利用者に周知すること
13	◎ ドメイン名の登録、利用、廃止にあたっては、自社のブランドとして認識して管理すること
【フィッシングへの備えと発生時の対応】	
14	◎ フィッシング対応に必要な機能を備えた組織編制とすること
15	◎ フィッシング被害に関する対応窓口を明記すること
16	◎ フィッシングの手法および対策に関わる最新の情報を収集すること
17	◎ フィッシングサイトへの対応体制の整備をしておくこと
【利用者への啓発活動】	
18	◎ 利用者が実施すべきフィッシング対策啓発活動を行うこと
19	◎ フィッシング発生時の利用者への連絡手段を整備しておくこと
【フィッシング被害の発生を迅速に検知するための対策】	
20	○ Web サイトに対する不審なアクセスを監視すること
21	◎ フィッシング検知に有効なサービスを活用すること
22	◎ DMARC レポートやバウンスメールを監視すること

* フィッシング（phishing）とは、実在する組織を騙って、ユーザーネーム、パスワード、アカウント ID、ATM の暗証番号、クレジットカード番号といった情報を詐取すること。

Q&A（全社的リスク管理シリーズ）

Question

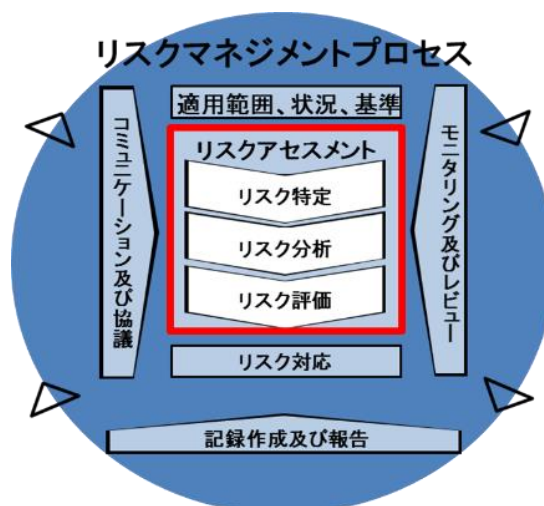
リスクアセスメントを毎年実施しています。しかし社内の各部署から、回答にかかる負担に対し見合った成果が得られていないのではないか、実施する意味はあるのか、といった否定的な反応が見られ悩んでいます。リスクアセスメントの実効性を高め、より意義あるものにするためにはどうすればよいのでしょうか？

Answer

1. リスクアセスメントとは

リスクマネジメントの国際規格である ISO31000 において、リスクアセスメントとは「リスク特定、リスク分析及びリスク評価を網羅するプロセス全体を指す」とされています。すなわち、企業が直面する可能性のある様々なリスクを洗い出し、それらのリスクの起こりやすさや影響の大きさを分析し、その重要度を評価する一連の取り組みです。

<図1 ISO31000 リスクマネジメントプロセス>



（出典：ISO 31000：2018 リスクマネジメントー指針）

一方 ISO31000 では、リスク特定・分析・評価についてプロセスや考慮すべき要素には言及しているものの、具体的な手法までは示していません。そのため、企業は独自の手法を考案し試行錯誤しながら取り組んでいるのが実態であり、中には実効性・効率性などで課題感をもっている企業が少なくありません。ISO31000 では「リスクアセスメントは、(中略)体系的、反復的、協力的に行われることが望ましい」ともされています。どうすれば、リスクアセスメントの関与者に“協力的に”取り組んでもらいながら、実効性を高め意義あるものにできるか、それを実現するためのポイントを解説します。

2. リスクアセスメントを意義あるものとするためのポイント

リスクアセスメントをより意義あるものとするためには、実施する「コンセプト」を明確にするとともに、それに見合った手法を構築することが重要です。以下で、リスクアセスメントの「コンセプト」を検討する上で押さえるべき3つの観点について解説します。

(1) どのようなレベルの重要リスクを洗い出すのかを明確にする

リスクアセスメントの主要な目的は、優先的に対応すべき重要リスクを明確にすることですが、そもそも“どのようなレベルの重要リスク”を洗い出すのかが曖昧であったり、その目的にあった手法になっていないことが少なくありません。レベルとは、現場各部において喫緊に対応しなければいけないリスクか、社内・グループ横断的に対応すべきリスクか、それとも経営目標やマテリアリティ（重要課題）を阻害するリスクなのか、ということです。レベルが異なれば、捉えなければならないリスクの範囲は異なりますし、リスクアセスメントに関与する対象者の範囲、収集すべき情報、評価軸の設定の仕方も異なってきます。つまり、「リスクアセスメントの手法」自体が大きく異なるわけです。様々なレベルのリスクについてアセスメントすることは重要ですが、それぞれに見合った手法となっていない場合、時間と苦勞をかけた割に大した考察が得られない、といった結果につながりかねません。

まずはどのようなレベルの重要度のリスクを洗い出そうとしているのか、今の手法がそれに合ったものなのか見直しましょう。

(2) 取り組みを通じて組織にどのような効果を与えるかを明確にする

リスクアセスメントを通じて、関与者、ひいては組織にどのような効果を与えるかを明確にすると、リスクアセスメントの意義をより深いものとすることができます。

例えば、「日々の業務に追われてリスクに意識を向けられていない部長層に対し、網羅的にリスクを捉え直してリスク感度を高めてもらう効果」や、「現場担当層のリスク認識を経営層に伝える機会とすることで、現場と経営層のリスク認識のギャップを埋める効果」などが考えられます。

リスクアセスメントを、アセスメントシートを配布し、集約・報告するといった作業的なイベントのように認識されてしまうと、次第に形骸化してしまいます。組織全体でリスク感度を高め、リスクマネジメントの重要性を訴求するきっかけにする、そのためにはヒアリングやリスクに関するディスカッションを組み込んで実施することも有効です。リスクに関するコミュニケーション・協議の場が定期的・継続的にもたれ、それによってリスクに関連する課題が解決される実感が得られるようになれば、リスクアセスメントが一層意義のあるものとして関与者に認められるようになるはずです。

(3) 結果の活かし方を明確にする

リスクアセスメントの結果をどのように活用するかを考えて実施することも重要です。例えば、中期経営計画の策定や経営戦略の意思決定時に自社内でのリスク実態を把握することに活用することが考えられます。また、サステナビリティ推進部署が独自に実施していることが多い気候変動や人権に関するリスク評価と連動させることを企図して実施することも重要です。加えて、近年は有価証券報告書の「事業等のリスク」に掲載する重要なリスクについて、どのように認識し対策を講じているかを詳しく記述することが求められています。事業等のリスクに掲載するためのリスクを検討したり、リスクの記述を充実化するためにリスクアセスメントを活用することも重要です。

リスクアセスメントの結果を、影響度と発生可能性の評価をプロットした「リスクマップ」を作るためだけ、といった限定的な活用に留めるのではなく、経営会議、サステナビリティ推進取り組み、情報開示で活用することも企図して実施することで、リスクアセスメントの意義は一層深まります。

3. 意義あるリスクアセスメントで組織をリスクに強くする

元来、リスクアセスメントは様々な意義をもち得る取り組みです。以上のようなコンセプトを明確にし、目的に合った手法にブラッシュアップしていくことで、リスクアセスメントの意義は深まり、関係者にも“協力的”に取り組んでもらえることにもつながります。

パンデミックや紛争など数年前には想像もしていなかったリスクが顕在化し、事業活動に様々な影響が生じる時代にあります。激しく変化する事業環境に柔軟に対応していくうえで、リスクアセスメントの重要性は以前にも増して高まっています。膨大な情報を収集し、分析・評価する取り組みは負担を伴うのは確かですが、より効果的・効率的で意義深いリスクアセスメントの実践は、組織をリスクに強くするために重要で不可欠な取り組みであるとの認識のもと、しっかり推進していきましょう。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)

interrisk_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com (危機管理・サイバーリスクグループ)

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)

sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、最新ノウハウを得ることが困難に…

リスク対策を効率化したいが、リソースが足りない…

情報セキュリティやBCPなどのリスク対策が進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

